

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金事業拡充支援事業実施要領

平成 31 年 4 月 26 日 31 地づ第 59 号
令和 2 年 3 月 26 日 31 地づ第 304 号
令和 3 年 3 月 31 日 2 地づ第 319 号
令和 4 年 6 月 10 日 4 地づ第 39 号
令和 5 年 3 月 31 日 4 地づ第 207 号

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）による事業拡充支援事業の実施の取扱いについては、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

第 1 事業拡充支援事業

1 事業の趣旨

本事業は、長崎県内の指定地域における地域に貢献し雇用増に直接寄与する事業の拡充を行う民間事業者等（以下「事業実施者」という。）に対してその事業資金の一部を補助することにより、指定地域における雇用機会の拡充を行い、定住、定着、移住の促進を図ろうとするものである。

2 事業実施者の選定

(1) 事業実施者

補助金の交付の対象となる事業実施者は、実施要件を満たす事業において、雇用増に直接寄与する事業の拡充を行う、常時使用する従業員の数が 30 人未満の民間事業者とする。

(2) 事業の実施要件

実施要綱別表第 1 において対象とする事業は、以下の①から③の全ての要件を満たし、かつ、④から⑥のいずれかに該当する事業とする。

- ① 雇用創出効果が見込まれる事業拡充であること
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること
- ③ 事業の拡充に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること
- ④ 地域が抱える課題の解決に資する事業
(例：過疎地域等における移動販売などの買い物支援サービス事業、デマンドタクシーや福祉バスなどの移動手段を提供する事業 等)
- ⑤ 移住の促進につながる事業
(例：空き家活用事業、子育て支援事業、教育支援事業など)

⑥ 関係人口の創出・拡大につながる事業

(例：サテライトオフィスやコワーキング施設の整備・運営を行う事業、農家漁家民泊事業など)

(3) 従業員の雇用について

従業員の雇用に当たり、事業実施者は労働基準法を始めとする各種法令を遵守し、雇用保険や社会保険への加入など、必要な手続を確実に行うものとする。また、本事業における雇用の拡大とは、事業計画期間内に新たな従業員を採用することを指すものとし、すでに雇用している者との雇用関係を終了させ、再度採用し直したものなど、実質的に雇用が増大しないものは含めないものとする。

(2)に規定する雇用とは、事業実施者が、一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を継続的に雇用することをいう。ただし、季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除いて差し支えない。

また、新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができる。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限る。

(4) 事業実施者の選定方法

① 選定方法

事業実施主体である市町は、事業実施者の選定に当たっては、候補となる者を公募して、採択の可能性がある事業者の面接、事業所の現地視察等を通じて、その経営の現状、ビジョン等を直接確認するとともに、申請があった事業計画について、審査選定委員会等を経て、客観的かつ公正に審査の上、事業実施者(候補)として選定し、事業計画その他事業の概要が分かる資料を県に提出するものとする。

なお、事業実施者の選定にあたっては、事業計画の審査会前に、提出された計画等の内容について、②の審査基準に基づく市町の意見を付して県に意見を求めるものとする。

市町から提出された事業計画等について、県は、②に掲げる基準に合致する事業実施者を適切に選定する観点から、必要な意見を述べるものとし、市町は当該意見を考慮したうえで、事業実施者の採択及び補助金等の交付決定を行うものとする。

② 事業実施者の選定に係る審査の基準

事業実施主体は、事業実施者の選定に当たっては、事業性、成長性、継続性が見込まれ、かつ、雇用創出効果が高い事業であることに加えて、地域課題の解決に資する事業、又は地域貢献に資する事業を選定するよう、以下の基準を踏まえて適切に審査するものとする。

ア) 地域内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で地域内に提供する事業者が存在しないため、地域外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること

- イ) 指定地域以外の地域から事業所を移転して行う事業など、地域への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- ウ) 地域外から人材を一元的に募集・確保して地域内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁忙期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、地域内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの
- エ) 移住希望者が地域に求める住みやすい・暮らしやすい環境を整えたり、リモートワーク、ワーケーション、転職なき移住、二地域居住などの多様な働き方や暮らし方を実現する効果があるもの
- カ) 地域運営組織等と連携した事業であること

③ 事業実施者として採択すべきではない事業

事業実施主体は、事業の趣旨に合致しない以下のような事業を選定しないよう、適切に審査するものとする。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、事業拡充と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- イ) 主に地域内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、地域内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- オ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

3 計画期間

(1) 計画期間

事業拡充支援事業として申請を受け付ける事業の計画期間は、交付決定日から事業実施年度の2月末日までとする。

4 事業実施主体による事業のフォローアップ

(1) 業績指標の設定、助言指導

事業実施主体は、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、事業計画に以下のいずれかの項目を業績指標として設定して、実績報告等に基づき、必要に応じて助言指導を行うものとする。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）が増加すること
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）が増加すること
- ③ 売上高が増加すること

(2) 雇用未達の場合の取扱い

事業実施主体は、事業計画に掲げる雇用の全部又は一部が計画期間内に達成できていなかった場合には、当該事業実施者に対し、必要な改善措置を指導し、事業計画に掲げた雇用が達成されるまでの間、四半期ごとに進捗状況の報告をさせるものとする。

(3) 雇用継続のモニタリング

事業実施主体は、事業終了後も従業員の雇用が継続しているかどうかを確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行うものとする。

5 県補助金について

県補助金は実施要綱様式第3号又は第9号の支出区分毎に算出し、1,000円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てるものとする。

6 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

事業拡充支援事業において計上可能な経費は、

別紙1に掲げる経費とし、事業実施主体は、事業実施者が事業計画に計上している各経費の内訳及びその妥当性、補助金等が適正に執行されているかどうかの確認を確実に行うものとする。

(2) 事業拡充支援事業を実施する上で必要な設備、機器等の購入に係る取扱い

事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定することとし、レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと。

事業実施主体は、事業実施者が購入等を行った設備、機器等について、事業を実施するため以外の用途に使用されていないか、随時確認を行うものとする。

第2 実績報告

実施要綱第7条第1項の規定に基づく実績報告書等の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は事業実施年度の3月5日のいずれか早い日とする。

第3 評価等

1 検査等

(1) 検査等

県は、補助金事業の適正を期するため必要があるときは、市町に報告を求め、又は県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 是正指示等

県は、前項の調査により、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）、実施要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、市町に対して、補助金事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

2 事後評価

交付対象事業の事後評価については、別記様式により事業実施主体である市町が作成する。なお、市町から県への報告は、補助金事業を実施した翌年度の6月30日までとする。

3 事業の中止

補助金事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 第3 1 (2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

第4 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

本要領は、平成31年4月26日より施行する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1 事業拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充に必要な従業員の給与、賃金（新たに雇用する者に係るものに限る。） ・事業拡充に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（新たに雇用する者に係るものに限る。） ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 ・代表者・役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外。
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注）単なる老朽化設備の更新は対象外</p> <p>注）土地・建物（中古含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注）土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・事業拡充のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）
地域外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域外から指定地域への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得・研修・講習受講にかかる経費（事業拡充に直接必要なものに限る。）